

「みんなで減C02（ゲンコツ）プロジェクト」による県民の環境行動変容に関する連携協定

奈良県（以下「甲」という。）、株式会社日本総合研究所（以下「乙」という。）及び株式会社三井住友銀行（以下「丙」という。）は、脱炭素社会の実現に向けて、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲の行政課題である「脱炭素社会の実現」と乙及び丙がグループの経営の柱に掲げる「社会的価値の創造」の趣旨に基づき、甲、乙及び丙が連携して県民の消費に関する行動変容及び脱炭素型ライフスタイル転換を促進することによって、将来の脱炭素社会に資することを目指す。

（連携事業）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業（以下「連携事業」という。）について取り組むものとする。

- (1) 甲、乙及び丙の連携による、小学校等と進めるくらしの脱炭素等の教育啓発や県民向け環境ラベル（カーボンフットプリントに関する表示を含む）の普及啓発
- (2) 甲、乙及び丙の連携による、店舗での環境配慮型商品の購入実証及び関連する調整業務、実証結果の検証
- (3) 第1号及び第2号の事業に関連する広報業務

2 前項第3号の広報業務及び対外発信においては、乙が展開する「みんなで減C02（ゲンコツ）プロジェクト」又は「ならで！減C02（ゲンコツ）プロジェクト」の名称で実施し、乙は甲及び丙が当該名称を利用することを承諾する。

（協議及び情報交換）

第3条 甲、乙及び丙は、連携事業を効果的に実施するため定期的に協議を行うものとし、連携事業の具体的な実施内容については、甲乙丙合意のうえ決定すること。

2 甲、乙及び丙は、前条各項の実施状況等について適宜情報交換を行い、連携事業の効果を相互に確認すること。

（経費等の負担）

第4条 甲、乙及び丙が第2条に規定する連携事業を実施するに当たり生じた債務及び当該連携事業の実施に必要となる経費等については、各実施内容における役割に応じて各々が負担する。

（協定の改定）

第5条 甲、乙又は丙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、協議のうえ本協定の改定を行うものとする。

（秘密情報の内容）

第6条 秘密情報とは、甲、乙及び丙のいずれかの当事者（以下「情報開示者」という。）が相手方となる当事者（以下「情報受領者」という。）に提供・開示する本協定に関わる全ての資料、文書その他の関連情報のうち、情報開示者より秘密情報である旨明示されたものとする。ただし、次の各号に掲げるものについては、秘密情報としない。

- (1) 情報開示者が提供・開示する以前に、情報受領者が所有・保持していたもの
- (2) 情報開示者が提供・開示した時点で既に公知であったもの
- (3) 情報開示者が提供・開示した後に、情報受領者による秘密保持義務違反なく公知となったもの
- (4) 情報開示者が提供・開示した後に、情報受領者が第三者より秘密保持義務を負うことなく合法的に取得したもの

（守秘義務）

第7条 甲、乙及び丙は、前条に規定する秘密情報について、第三者に開示し、又は漏洩しないものとする。ただし、次の各号に掲げる場合については、この限りでない。

- (1) 甲、乙及び丙の役職員に秘密情報を開示する場合
- (2) 乙及び丙の親会社の役職員に、秘密情報を開示する場合
- (3) 法令、規則、行政庁その他の公的機関により秘密情報の開示の要請がある場合
- (4) 弁護士、会計士、税理士、不動産鑑定士、格付機関、コンサルタント等の外部専門家に秘密情報を開示する場合

2 前項第1号、第2号及び第4号に規定する場合においては、甲、乙及び丙は、開示先（法令上守秘義務を負う者を除く。）が本協定の定めに従って秘密情報の保持を厳守するよう万全の措置を講じるものとする。

（個人情報）

第8条 乙及び丙は、本協定の取り組みを実施するうえで知得した県民等の個人情報について、以下の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報の保管及び管理について、漏えい、き損及び改ざんを防止すること。
- (2) 本条に違反する事態が生じ、若しくは生じるおそれがあることを知ったとき又は個人情報の取扱いに関し苦情等があったときは、直ちに甲に報告すること。

（協議）

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（解約）

第10条 甲、乙又は丙は、他方の責めに帰すべき事由により当事者間の信頼関係が著しく損なわれた場合は、相手方に対し解約の通知をすることにより、一方的に本協定を解約することができる。

（期間）

第11条 本協定の有効期間は、締結の日から2026年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の1か月前までに甲、乙又は丙から書面による解除の申出がないときは、本協定と同一条件で1年間継続するものとし、以後も同様とする。

本協定締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

2025（令和7年）年3月4日

甲 奈良市登大路町 30
奈良県知事
山下 真

乙 大阪市西区土佐堀2丁目2番4号
株式会社日本総合研究所
取締役社長
谷崎 勝教

丙 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
株式会社三井住友銀行
頭取CEO
福留 朗裕